

# 提案地方公共団体等 提出資料

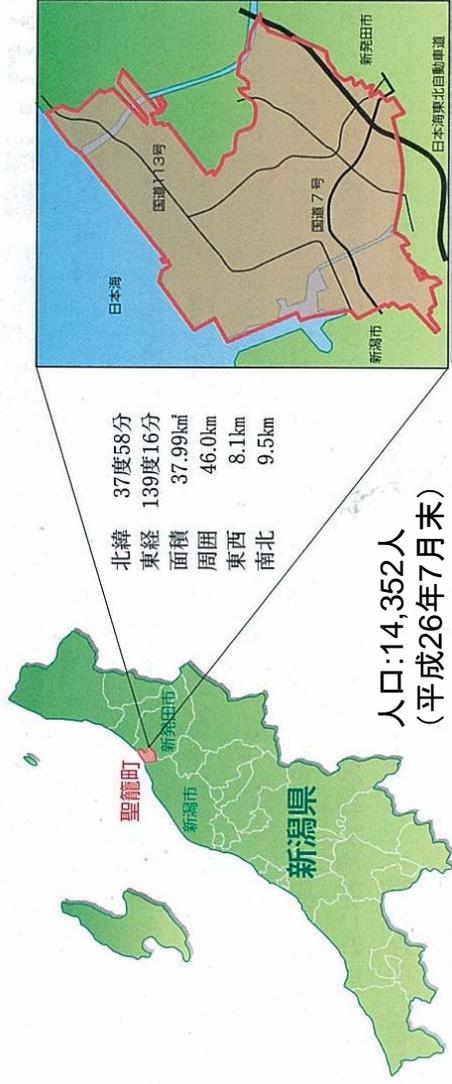
通番	ヒアリング事項	ヒアリング 団体	ページ
56	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲(3件)	聖籠町	1~2
32	複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲(2件)	神奈川県	3
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲(1件)	神奈川県	—
27	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止(3件)	愛知県	—
		愛媛県	—
30	公営住宅に係る規制緩和(3件)	豊田市	—
		松山市	4~5
		兵庫県	6
58	公営住宅建替事業の施行要件の緩和(1件)	愛媛県	—
22	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲(3件)	九州地方 知事会 (大分県)	7~8
39	マイナンバー利用事務の拡大(1件)	九州地方 知事会 (大分県)	9~16

# 聖籠町と新潟東港工業地帯

・聖籠町は、国際拠点港湾 新潟港(東港区)中央水路を境界にし、政令都市新潟市の北側に隣接。

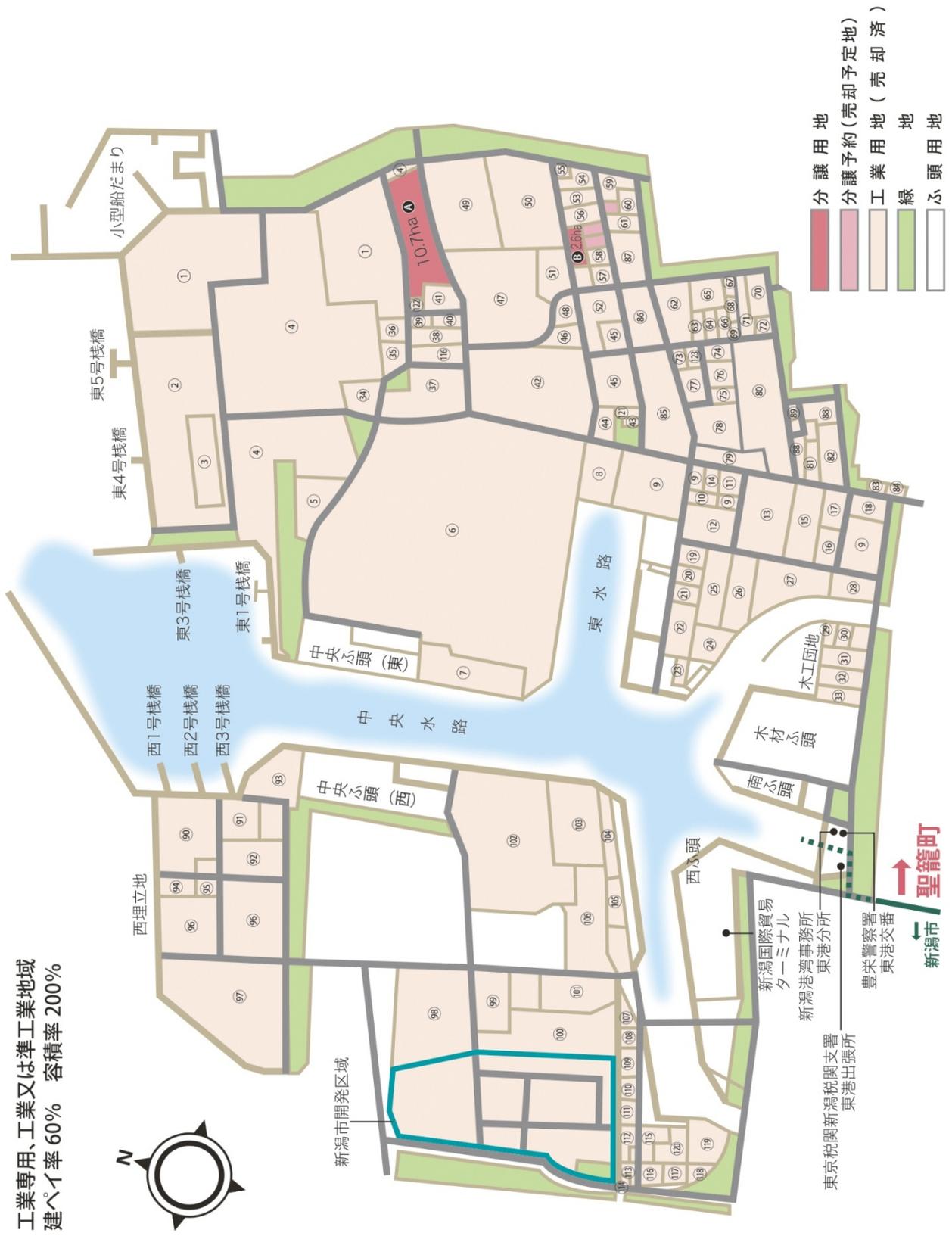
・新潟東港工業地帯は、聖籠町行政区面積の約25%を占め、製造業などを中心に200社を超える企業が立地。

・農村的雰囲気が残る「農村機能」と工業地帯などによる都市化が進展した「都市機能」が共存する町。



# 新潟東港工業地帯 工業団地区区画図

工業専用、工業又は準工業地域  
建ぺい率 60% 容積率 200%



分譲可能面積 13.3ha

分譲区画面積

A/10.7ha B/2.6ha

## 建設業許可及び宅地建物取引業免許の申請等状況

H26.8.26 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課

### 1 建設業許可関係

#### (1) 知事許可の申請等件数

	新規許可申請	更新許可申請	決算・変更届	合計
平成23年度	1,092	6,053	31,952	39,097
平成25年度	1,071	2,643	28,854	32,568

※ 平成7年1月1日から許可の有効期間が3年から5年に延長された関係で、更新許可申請件数に不均衡が生じています。

本県においては、近年最も申請件数が多いのが平成23年度、最も少ないのが平成25年度となっております。

#### (2) 大臣許可の申請等件数

	新規許可申請	更新許可申請	決算・変更届	合計
平成24年度	36	117	1,816	1,969
平成25年度	27	68	1,604	1,699

※月2回、関東地方整備局あて送付

### 2 宅建業免許関係

#### (1) 知事免許の申請等件数

	新規免許申請	更新免許申請	変更届	合計
平成24年度	295	1,929	2,516	4,740
平成25年度	321	1,846	2,540	4,707

#### (2) 大臣免許の申請等件数 (宅建システム等による概数)

	新規免許申請	更新免許申請	変更届	合計
平成24年度	7	14	320	341
平成25年度	10	15	300	325

※随時、関東地方整備局あて送付

## 【参考資料】公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用について

## ●みなし寡婦控除適用対象世帯の推計

平成26年7月末現在

管理戸数	入居世帯	ひとり親世帯
4,645戸	4,061世帯	773世帯

※全児童扶養手当受給者数の内、未婚の受給者数は約10%(福祉部局より)

773世帯×10%≒77世帯

## ●市営住宅の家賃算定について

$$\boxed{\text{家賃}} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村の係数} \times \text{規模係数} \\ \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

区分	分位	政令月収	家賃算定基礎額
一般世帯	1	0円～104,000円	34,400円
	2	104,001円～123,000円	39,700円
	3	123,001円～139,000円	45,400円
	4	139,001円～158,000円	51,200円
裁量階層	5	158,001円～186,000円	58,500円
	6	186,001円～214,000円	67,500円
収入超過対象	7	214,001円～259,000円	79,000円
	8	259,001円～	91,100円

$$\boxed{\text{政令月収}} = \{(\text{世帯の年間所得金額}) - (\text{控除額})\} \div 12 \text{月}$$

※所得税法に基づく所得

【控除額の種類】※公営住宅法施行令による

種類	控除額
同居親族控除	38万円
扶養控除	25万円
老人扶養控除	10万円
<b>寡婦(夫)控除</b>	<b>27万円</b>
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円

※所得税法に規定する寡婦(夫)

**【参考 1】市営住宅制度における比較**

区分	婚姻歴のある母子世帯	非婚母子世帯	根拠など
家賃算定時の寡婦控除	○(27万円)	×	公営住宅法・施行令
募集時の優遇	○	○	市営住宅条例・施行規則 ※父子家庭については対象外のため現在検討中
収入基準の緩和 ※6分位まで申込可(通常4分位)	○	○	市営住宅条例・施行規則 ※中学校修了前の子供がいる世帯が対象 ※収入による分位の決定には非婚母子世帯には寡婦控除の適用無し。

**【参考 2】寡婦控除を適用した場合の家賃算定例（松山市営太山寺団地第 1 号棟）**

○非婚母子 3 人世帯として

年間給与収入 約 350 万円 ※児童扶養手当は除く

所得控除後の所得金額 227 万円

**(現行)**

政令月収 = { 227 万円 - 76 万円 } ÷ 12 ≒ 12 万 5 千円 (収入分位③)  
(所得金額) (同居親族控除) → **家賃額 35,200 円**

**(みなし寡婦控除を適用した場合)**

政令月収 = { 227 万円 - 76 万円 - 27 万円 } ÷ 12 ≒ 10 万 3 千円 (収入分位①)  
(所得金額) (同居親族控除) (寡婦控除) → **家賃額 26,700 円**

※家賃の差額…月額 8,500 円

## 兵庫県営住宅の管理戸数・入居状況調べ

兵庫県県土整備部住宅管理課

1 時 点 : 平成26年3月31日現在

2 対 象 : 一般県営住宅(特別賃貸住宅を除く)

3 管理戸数 : 52,404戸

4 入居戸数 : 48,526戸(うち政策空家※2,988戸)

※政策空家とは、建替住宅、用途廃止住宅等の空家で、入居斡旋が出来ない住戸を指す

5 入居率 : 92.6%

## 県における創業支援の取組と権限移譲の必要性について

平成26年8月26日  
九州地方知事会  
(大分県商工労働部経営金融支援室)

### 1. 県独自の創業支援の取組

九州・山口各県では、それぞれ工夫を行い各県独自の創業支援の取組を実施。

#### (1) 大分県の取組例(おおいた創業促進事業)

##### ① スタートアップ支援機関連絡会議

創業支援の関係機関が個別に実施している支援情報を共有するとともに、創業希望者の掘り起こし、創業希望者への情報提供、助言・指導等に関する意見交換を行い、効果的な創業支援を実践することを目指し、平成24年4月に設置。

##### 【参加機関】

商工団体、中核的支援機関、金融機関、信用保証協会、県内ベンチャーキャピタル、公設試験研究機関等(事務局:大分県)

##### 【支援実績】(平成25年度 参加機関トータル)

- ・創業相談件数 1,534件(24年度は1,169件 +31.2%)
- ・創業実現件数 424件(24年度は304件 +39.5%)

##### ② おおいた創業セミナーの開催

創業希望者の準備段階に応じ、創業に必要な事業計画作成、マーケティング、手続き等の知識習得や、人脈形成等を支援するセミナーを開催。

### 2. 県と市町村「創業支援事業計画」との連携可能性(権限移譲のメリット)

#### (1) 相互補完的な施策の立案・実践

市町村の実施している「UIターン支援」「地域資源活用促進」など創業支援と親和性の高い施策と、県及び支援機関が既の実施している創業支援施策の連携について、計画作成段階からすり合わせを行うことで、実践段階での連携体制も円滑化することが期待される。

また、県、市町村双方の支援施策立案に当たっても、計画作成、計画変更の過程で情報を共有することで、補完性を高めることが可能となる。

#### (2) 地域の創業動向に関する情報集約と活用

これまで創業支援窓口を設置していなかった市町村にとって、域内の創業支援に関

するデータ取得、目標設定等は困難。

県が「スタートアップ支援機関連絡会議」から収集した情報を適宜市町村に提供（将来的には双方の情報を共有）することで、計画作成、施策立案に資する。

#### （３）県域で活動する支援機関との連絡・調整

商工団体、金融機関等では、県域を束ねる本部等で情報集約、意思決定等が行われているケースが多い。

そうした本部との連絡・調整の役割を認定機関としての県が担うことで、作成する計画の実効性を高める。

#### （４）規模の小さい市町村の連携支援

単独では創業支援事業計画の作成が困難（支援メニュー新設や一定数の創業希望者の確保など）な市町村について、県の仲介により近隣市町村との連携計画を作成することで、より多くの創業者が法に基づく支援を受けられる。

#### （５）手続きの迅速化

各都道府県が管内市区町村の計画作成に対する事前調整、審査事務等を行うことで、現在地方経済産業局が行っている事前調整、中小企業庁を中心に行っている審査よりも大幅に短い期間で計画認定が可能となり、市区町村がスピーディに計画を実行に移せる。

### 3. 国に担っていただきたい役割

#### （１）全国的な競争的資金（補助金・交付金等）の実施

（独）中小企業基盤整備機構が実施している「創業補助金」や、総務省所管の「地域経済循環創造事業交付金」等については、県内の創業希望者や市町村に積極的な活用を呼びかけているところ。

こうした競争的資金へのエントリーは、事業計画の精度向上や、新規性・独自性の深掘りなどに有用であり、全国から寄せられる計画との比較審査を受けることで、計画のレベルアップにもつながる。

都道府県に認定権限が移譲された場合であっても、全国的な競争的資金については、継続して実施していただきたい。

#### （２）特定創業支援事業を受けた創業者に対する支援措置の拡充

産業競争力強化法第113条に基づき市町村が作成し、認定を取得し創業支援事業計画に記載された「特定創業支援事業」を受けた創業者に対する支援措置は、法人設立時の登記に係る登録免許税の軽減等があるが、創業者が法に基づく創業支援を受ける意欲をさらに喚起するため、引き続き支援措置の拡充をお願いしたい。

平成26年地方分権改革に関する提案募集

# マイナンバー利用事務の拡大

平成26年8月26日

九州地方知事会  
(大分県)



日本一のおんせん県おおいた おおいた 味力も満載

## 今回の提案について

### (1) 提案項目

#### 社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法、マイナンバー法)】

### (2) 提案内容

マイナンバーは、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、マイナンバー法第9条第1項別表第一によって活用できる事務を限定しているが、別表第一に記載されていない法律による事務も対応できるように改善を求めめるもの。

#### マイナンバー法

(基本理念)

- 第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。
- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に係る情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることよって、**国民の利便性の向上及び行政運営の効率化**に資すること。
  - 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することよって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
  - 三 個人又は法人その他の団体が提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求め、これを避け、国民の負担の軽減を図ること。
  - 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報に法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。
- (略)

(利用範囲)

第9条 別表第二の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(略)

## 番号制度導入によるメリット～導入後～

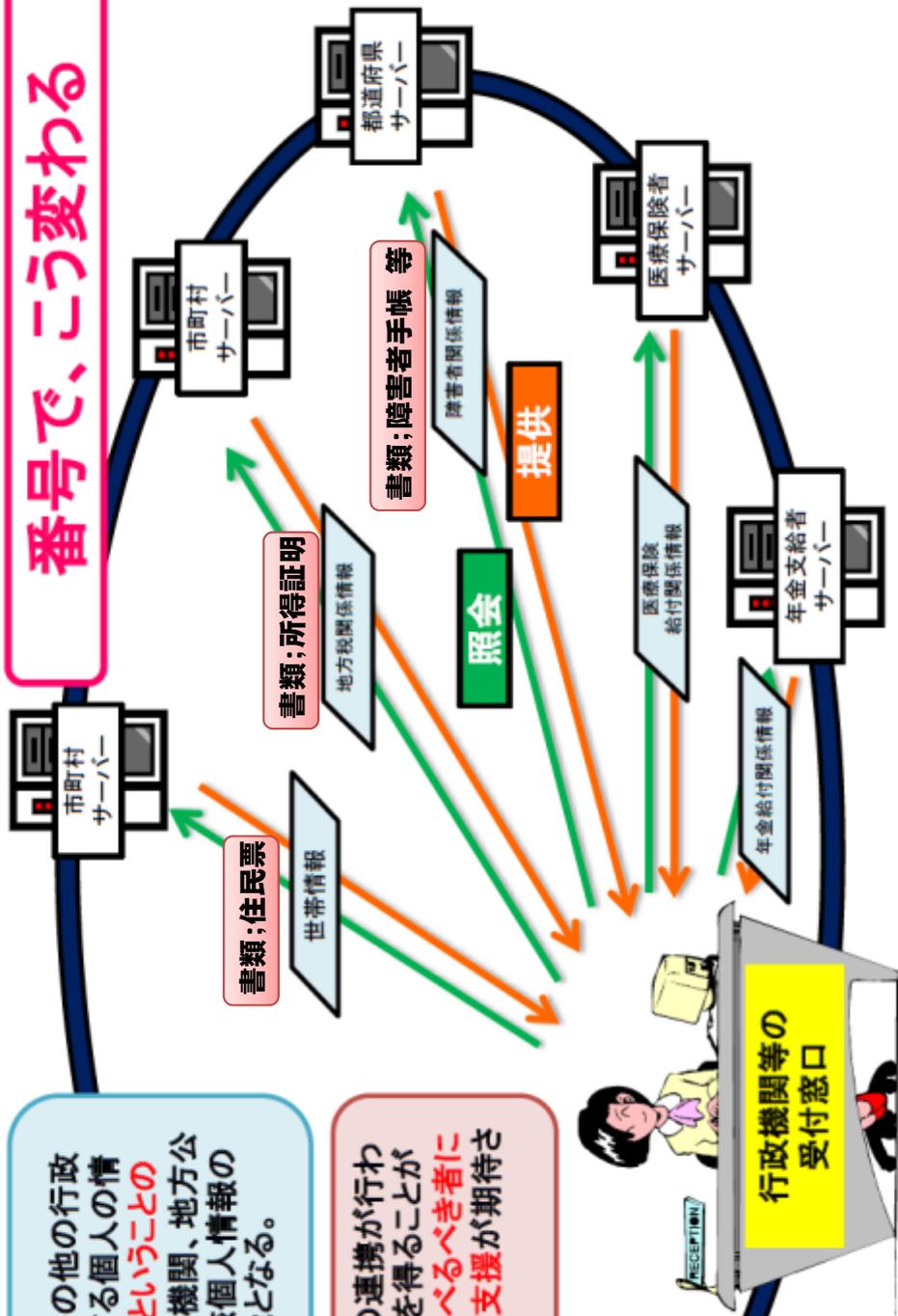
### 番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。



諸手当申請書

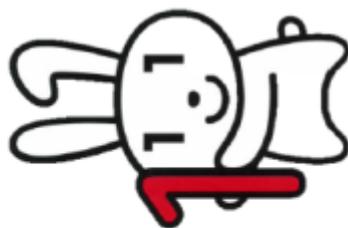


社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。書類の例：住民票、所得証明、障害者手帳等

## 個人番号の利用範囲

### 別表第一(第9条関係)

年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務</li> <li>○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務</li> </ul>
労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務</li> <li>○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務</li> </ul>
福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</li> <li>○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務</li> <li>○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務</li> <li>○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務</li> <li>○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務</li> <li>○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li> <li>○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li> <li>○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務</li> <li>○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務</li> </ul>
社会保障分野	
税分野	<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>
災害対策分野	<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p> <p>⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用	



# 事例 特定優良賃貸住宅について

## 公営住宅

## → マイナンバー法 別表第一に記載あり

公営住宅とは(公営住宅法)・・・

「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」とした住宅

【入居条件等】

- ・入居者の所得条件(法第23条、施行令第6条) → 25万9千円以下(低所得者の場合 15万8千円以下)で条例で定める額
- ・入居の選考の際に世帯構成(同居親族の数)が考慮される(法25条、施行令第7条)
- ・家賃額決定の基となる収入合計に関して、扶養親族の年齢や障害の有無により控除が行われる

公営住宅

都道府県管理 約93万1,000戸  
(九州・沖縄・山口 約11万5,600戸)

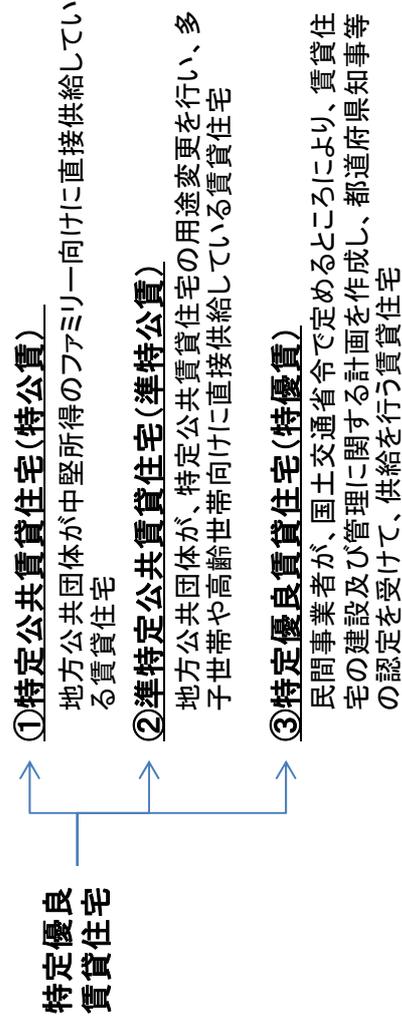
## 特定優良賃貸住宅 → マイナンバー法 別表第一に記載なし

特定優良賃貸住宅とは(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)・・・

「中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的」とした住宅

【入居条件等】

- ・入居者の所得条件(法第3条、施行規則第7条) → 25万9千円を超えて48万7千円以下で条例で定める額 等
- ・入居は、原則抽選だが、世帯構成(同居親族の数)に応じた特例あり(法第3条、施行令第10条・第11条)



特公賃・準特公賃住宅  
都道府県管理 約1万2,800戸  
(九州・沖縄・山口 約500戸)

# 地方公共団体の特公賃・準特公賃住宅の建設・管理等について

## 1 建設

○公営住宅と間取り等の条件が異なる住宅を、公営住宅と同じ棟や敷地内に建設することが多い。  
→ 大分県の場合は、同じ棟の中に建設

## 2 管理・窓口

○管理については、公営住宅と同一管理者が行い、申請についても同一窓口となることが多い。  
→ 大分県の場合は、大分県住宅供給公社

## 3 入居審査

○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法、同法施行規則を踏まえて、入居審査の基準等を条例及び規則で定めた結果、入居申請の際の添付書類が、公営住宅の場合と同様。  
→ 大分県の場合は、添付書類は同一  
○公営住宅法による公営住宅の所得条件を上回る場合などは、特公賃の入居を勧める場合がある。

## 4 地方公共団体の実務

○「公営住宅法」及び「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき地方公共団体が建設する賃貸住宅の設置・管理については、同じ条例及び規則で定めている自治体がある。  
→ 大分県の場合は「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例」  
○両方に基づく賃貸住宅の入居者の管理等については、同じ情報システムを使用することが多い。  
→ 大分県の場合は「県営住宅管理システム」で一体的に管理



※写真掲載の県営住宅(大分県)では特公賃・準特公賃以外の住宅については、公営住宅法に基づく住宅

### 入居の際の添付書類

- 1 世帯全員の住民票の写し
- 2 世帯全員(16歳未満の者を除く。)の所得証明書
- 3 婚約者がある場合は、それを証明する書類
- 4 申込者又は同居する親族が身体障害者等である場合は、身体障害者手帳等の写し
- 5 県民税及び市町村民税の納税証明書
- 6 別居扶養親族がある場合は、それを証明する書類
- 7 申込者及び同居する親族が暴力団員でないことを誓約する書面

## 特公賃・準特公賃住宅がマイナンバー制度に対応しない場合

- 住宅に困窮している事情は同じなのに、申請する住宅の種類が異なることで添付書類が異なるのは混乱を招く

？



※公営住宅、特公賃・準特公賃住宅ともに、被災者に対しての入居優遇制度があるが、特公賃・準特公賃住宅の場合は添付書類が必要となる。  
 ※事例として、入居者の所得の変動により、公営住宅に基づき住宅から特公賃住宅への転居も行われており、転居の際に添付書類が生じる。

- マイナンバー法では、個人番号を利用できる事務を同法第9条別表第一で限定列挙している。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律のように、地方公共団体が行う事務が既に法律で定められているがマイナンバー法で挙げられていない場合、当該事務の利用を禁じていると解される。

※地方公共団体が社会保障・税に関する事務として、独自利用するとする判断は困難。

**別表第一に記載されていない法律による事務も対応できるよう改善を求めろ！**

### マイナンバー法 第9条 別表第一

十九 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
---	-------------------------------------

追 + 加

〇〇 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年五月二十一日法律第五十二号)第十八条に規定する地方公共団体(都道府県知事又は市町村長)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による地方公共団体が建設する賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
---	---

その他の混乱を招くと思われれる例

**保健所を窓口とする各種の申請への対応の場合**

○ **マイナンバー法 別表第一に記載あり**

申請	概要	実施根拠	必要な添付書類の例
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請	小児がんなど特定の疾患について、医療費を支給	児童福祉法 (厚生労働省)	住民票(世帯全員)、所得・課税証明(同一の保険に加入している世帯全員)、健康保険証 等
感染症患者医療費公費負担申請	結核などの感染症の患者に対して、入院勧告若しくは措置入院を行い、医療費を公費で負担	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (厚生労働省)	住民票(世帯全員)、所得・課税証明(世帯全員)、健康保険証 等
特定医療費(指定難病)支給認定申請	指定難病の患者に対して、医療費を支給 ※予算事業(特定疾患治療研究事業)が法制化され、番号法の別表に追加	難病の患者に対する医療等に関する法律(厚生労働省) ※H26.5.23成立 H27.1.1施行	住民票(世帯全員)、所得課税証明(同一の保険に加入している世帯全員)、健康保険証 等

→ **マイナンバー法により添付書類を削減**

● **マイナンバー法 別表第一に記載なし**

申請	概要	実施根拠	必要な添付書類の例
肝炎治療受給者証交付申請	B型及びC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療を受ける患者に対し、医療費を助成する。(保険適用となっているものに限る。)	肝炎対策基本法 肝炎治療特別促進事業実施要綱 (厚生労働省)	住民票(世帯全員)、課税証明(世帯全員)、健康保険証 等
不妊治療費等助成金給付申請	医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象に治療費を助成	不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(厚生労働省)	住民票(夫婦)、所得・課税証明(夫婦) 等

→ 各地方公共団体が国の予算事業を活用するなどにより、全国的に同様な事務を行っている。  
**実施要綱に基づく医療費助成であり、特定医療(指定難病)等と同様の取扱いとするためには、法整備が必要になるものと考え。**